

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続を開始します。

令和8年10月14日

福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

1 業務概要

- (1) 業務名 N-E.X.T.ハイスクール構想 福島工業高校整備事業
 (設計・施工一括発注)
- (2) 業務内容 設計、施工及び設備機器・備品設置業務
- (3) 履行期限 令和11年3月26日限り

2 公募型プロポーザル方式の内容

- (1) 公募型プロポーザル方式の詳細な内容は N-E.X.T.ハイスクール構想 福島工業高校整備事業(設計・施工一括発注)公募型プロポーザル募集要領(以下「募集要領」という。)及びN-E.X.T.ハイスクール構想 福島工業高校整備事業(設計・施工一括発注)要求水準書(以下「要求水準書」という。)による。

3 参加資格

技術提案書を提出する者の要件は、評価基準日(令和8年10月14日)において、次の(1)及び(3)に掲げる条件を満たしている1者又は(1)及び(2)に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体(以下「JV」という。)とする。

(1) 共通事項

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達)に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 常勤で 3 ヶ月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す実績及び資格を有する者を、本業務全体の統括責任者(以下「統括代理人」という。)として配置できること。

(2) JV の構成員

ア 代表者が、参加表明書において明らかであること。

イ 構成員は、他の JV の構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加しないこと。

ウ 統括代理人は、代表者から配置すること。

エ (3)ア又はイの条件を満たすこと。

オ JV 協定書を締結していること。

カ 2 者又は 3 者とすること。

(3) 業務別の参加要件

ア 設計業務に係る要件

①建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

②建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

③平成 27 年度以降に業務が完了した、教育施設等(学校の授業で使用する施設。校舎又は実習棟)で延べ面積 2,000 m²以上の新築、増築又は改修工事の設計業務を元請として履行した国内における実績があること。なお、共同企業体として受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績とする。

④常勤で 3 ヶ月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す資格を有する者を設計管理技術者として配置できること。

イ 施工業務に係る要件

(a)建築一式工事について、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく建築工事業の建設業の許可を受けていること。

(b)福島県建設工事等請負有資格業者名簿(建築一式工事 A ランク)登録業者であ

ること。

(c) 県内に本社(店)を有すること。

(d) 平成 27 年度以降に工事及び引渡し完了した、教育施設等(学校の授業で使用する施設。校舎又は実習棟)で延べ面積 2,000 m²以上の新築、増築又は改修工事の施工業務を元請として履行した国内における実績があること。なお、共同企業体として受注した場合は、代表者として参加した案件のみを実績とする。

(e) 常勤で 3 ヶ月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す資格を有する者を現場代理人及び監理技術者として配置できること。

4 手続等

(1) 事務局

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 西庁舎5階

福島県教育庁高校教育課

電 話：024-521-7775

FAX：024-521-7973

E-mail：k.koukokuyouiku@pref.fukushima.lg.jp

(2) 募集要領等の交付期間及び方法

令和8年10月14日(水)から令和8年11月27日(金)まで、福島県教育庁高校教育課のHP (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/>) により交付する。

ただし、この交付方法にて入手(ダウンロード)ができない場合は、上記事務局に電話にて申込みをすること。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和8年11月5日(木)17時までに、4(1)の場所に1部を持参又は郵送すること。

郵送による場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかによる配達日指定郵便で提出すること。(提出期限の日時までに到着したものを有効とする。)

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

令和8年11月11日（水）から令和8年11月27日（金）17時までに、4(1)の場所に1部を持参又は郵送すること。

郵送による場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかによる配達日指定郵便で提出すること。（提出期限の日時までに到着したものを有効とする。）

5 その他

(1) 契約保証金

財務規則（以下、「規則」という。）第228条の規程に基づき、契約相手方となった者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、規則第229条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、規則第229条第1項第8号の規定により免除したものについて、契約変更後の業務委託料が300万円以上となるときは、この限りではない。

(2) 契約書作成の要否

要